

練馬区告示第 486 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年9月24日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
22-581	練馬区	南大泉 一丁目 135番18地先から	変更前	4.54 および 5.27	23.40	—
	練馬区	南大泉 一丁目 135番17地先まで	変更後	5.27 および 6.00	23.40	17.01

特別区道路線区域変更図

南大泉 一丁目 地内

縮 尺 600分の1

—— 特別区道
—— 区域変更による道路

